

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、困難度	<難易度：高> 活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

2. 主要な経年データ													
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	<評価指標>							予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
	助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率	第 4 期中期目標期間中に 90% 以上	第 3 期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1% ※(87.7%)	79.3% ※(87.3%)	78.8% ※(96.7%)	80.0% ※(96.3%)	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
	助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	（ 10 点満点中）平均 7.5 点以上	第 3 期中期目標期間実績：平均 6.7 点	7.8 点	7.8 点	7.9 点	7.8 点	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 88.0%	96.2%	97.0%	96.2%	96.4%	経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
	人材育成と定着を図る助成件数の割合	—	複数年計画の新規採択案件の 16.8%	23.3%	19.0%	22.2%	20.5%	行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
	交付決定処理期間	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 26.8 日	27 日	25 日	25 日	25 日	従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
	支払処理期間	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 25.3 日	24.8 日	26.0 日	23.6 日	22.8 日						

※()の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 助成事業	(1) 助成事業	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜自己評価＞ ＜評定と根拠＞	評定	A	評定	－
	(A)助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。	(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）となることを目指し、以下の取組を行う。 ① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。 ② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。	助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）	(A)助成による支援を行った活動の継続性の確保 ①助成案件の質の向上に資する体制等の整備 地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）は、助成事業アドバイザーの助言を受けるなどしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を見据えつつ、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。 また、令和5年度に地球環境基金が創設30周年を迎える節目の機会に、20周年の事業見直し後の取組を振り返るとともに、地域のNGO・NPO等による環境保全活動の現状や新たなニーズを踏まえた今後の事業実施方針等を策定した。 ②研修や情報提供による助成団体への支援 ア. 助成金説明会の実施 全国8か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と連携し、助成先団体による活動事例紹介（セミナー）や意見交換会などの情報提供プログラムを組み入れた助成金説明会を全国8か所で実施した。（10～11月） イ. 新型コロナウイルス感染拡大による活動影響調査の実施 令和2年度及び3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大による助成対象活動への深刻な影響が懸念されたこ	評定：A 令和元年度から実施している助成団体の支援強化の取組が着実に成果に繋がり、新型コロナウイルス感染症拡大による未曾有の厳しい状況下において計画以上の成果を上げるとともに、第4期中期計画中に活動継続率のチャレンジングな目標を達成するための着実な成果を出すことができたなど、以下の取組の成果をふまえ、自己評定をAとした ○助成終了後の実質的な活動継続率は高い継続率を確保 助成活動終了後1年以上経過した時点での活動継続率の目標は、第4期目標期間中に達成すべきチャレンジングな目標値（90%）であるが、令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果を上げており、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和3年度から目標値90%を上回る高い割合を確保した。 ○事後評価は目標を上回る評価を獲得 令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションにおける助言・指導内容を活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や、毎年度活動終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」を導入により効果的な助言、指導を行うなど、助成団体の活動支援を強化してきたことで、助成団体活動の事後評価は目標値（7.5点）を上回る7.8点以上の評価を獲得した。 また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響がなければ、活動の参加者が増加するなどプラス要因が多く、更に高い評価を得るこ	＜評定に至った理由＞ ・助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率の目標についてはチャレンジングな目標値（90%）として難易度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和3年度から目標値を上回る高い割合を確保した。 ・助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10点満点換算で7.8点以上と目標値（7.5点）を上回る評価が得られた。これは、中間コンサルテーションでの指導・助言や担当者モニタリングにより着実に助成先団体の活動支援が実施された成果であると考えられる。 ・助成先団体へ対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、組織基盤の脆弱性が顕著になったと考えられたため、研修やシンポジウムを開催し、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 ・重点配慮事項に対応した活動の採択と社会情勢に応じた特別助成の設定により、助成効果の向上を図った。 ・交付決定及び支払処理期間について、ともに各年度について4週間以内に実施するなど、迅速な処理が行われた。 ・各助成先団体とのオンライン個別面談の活用、助成金申請システムを含む提出書類の電子化推進、一部概算払いの実施により、事務の効率化や利用者の利便性	＜評定に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －		

				とから、各年度の全助成先団体に対して、活動影響調査を実施した。本調査は、助成先団体が実施している感染症対策や、環境 NGO・NPO が必要としている支援などを明らかにすることを目的とした。令和２年度調査においては、その結果を踏まえ、助成期間延長や情報提供、説明会のオンライン開催等の対応を実施した。 令和３年度調査においては、その結果から、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、助成先団体がオンライン活用等の工夫によりある程度対応・活動ができている反面、環境 NGO・NPO が抱えるより根本的な課題である「組織基盤の脆弱性」が顕著になったと考えられたため、団体組織の強化、他団体との交流や情報収集の場としての研修の実施や、団体の取組好事例等を共有し、ポストコロナに向けた環境活動と NGO・NPO の在り方について展望するシンポジウムを開催した。 ③助成終了後の活動調査及び結果の活用 ア．フォローアップ調査の実施 ３年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。調査対象団体のうち、助成終了後１年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体の割合は達成目標である９割に達していないが、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動の９割超が継続している。 イ．調査結果の活用等 上記ア．の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を３件抽出し、フォローアップ実地調査を行	とができたものと思料される。 ○組織基盤の強化に向けた支援を充実 新型コロナウイルスの感染拡大による助成先団体への影響を把握するため実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果から情報提供等を行ったほか、顕在化した団体の組織基盤の脆弱性については、ファンドレイジング等をテーマとして研修や、ポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウムを新たに企画運営するなど、助成団体のニーズに速やかに対応するとともに、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 ＜課題と対応＞ ○ NGO・NPO の自立、成長に向けて、自ら団体の組織基盤を強化し、助成終了後も自立し持続的に活動を継続していくため、助成先団体の状況を踏まえた必要なサポートに引き続き取り組む。また、本中期期間においては、「担当者モニタリング」の導入等により助成団体の活動支援を強化したことで事後評価にて一定の効果を上げているものであるが、今後は画一的なものだけでなく、団体の規模や能力、ニーズなどを考慮し必要な支援に重点化を図ることを検討していく。 ○ SDGs、ポスト SDGs、環境省が掲げる 2030 年ターゲット目標（脱炭素、自然共生、資源循環）など国際情勢や国内の環境政策において環境 NGO・NPO に期待される役割等を踏まえ、地球環境基金が重点的に展開していくべき取組を検討し、実施する。	の効率化を図った。 以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進し、活動継続率について新型コロナウイルス感染症拡大時においても感染拡大前と同水準を確保する見込みであり、また、活動に対する評価について目標を上回る高い水準を確保する見込みと判断して「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 助成先団体が、助成終了後に自立し持続的に活動を継続していくため助成先団体のニーズに応じた支援を引き続き実施し、NGO・NPO の組織基盤強化に取り組むとともに、政策課題や社会情勢の変化に応じた重点的な助成についても検討し、実施すること。 ＜その他事項＞ 特になし。	
--	--	--	--	---	--	---	--

	(B)助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。	助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	い、その結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として公表した。 (B) 助成による支援を行った活動の質の向上 ①助成活動の進捗状況の確認 助成開始から 1 年以上が経過した活動を対象として、令和 3 年度の活動報告や当年度の交付申請書等をもとに基金担当者がモニタリングを行い、評価専門委員と共有した。 ②評価の実施 ア．事前目標共有 新規採択全件を対象に、内定決定後に実施し、活動の目標や計画の改善等を行うことで、助成活動の質の向上につなげた。 イ．中間コンサルテーション 活動計画 3 年以上の 2 年目を迎えた全件（LOVE BLUE 助成を除く。）を対象に実施した。 ウ．事後評価（書面評価） 令和 3 年度に 3 年間の活動を終了した全件（LOVE BLUE 助成を除く。）を対象に事後評価を実施し、評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、達成目標（平均 7.5 点）を上回る結果となった。 評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした。 エ．継続評価 フロンランナー助成 3 年目の団体について、4・5 年目の助成継続の可否を判断する			
--	---	--	---	--	--	--	--

				別助成」として行った。			
		② 助成事業を通じて、SDGsの考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。		②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進 複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGsのどのゴール・ターゲットに該当するかを選択・記入する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。			
(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）	③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。	人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）	③人材の育成と定着を図る助成方法の検討 ア．若手プロジェクトリーダー育成支援助成 令和元年度～5年度助成先団体から、計48名を採択した。これは複数年計画の新規案件の21.7%を占めている。				
(D)事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上	(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。 ① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）	(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上 ①会計事務等に関する指導等の実施 ア．内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施 令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談やメール等での問合せに対応する方法により実施した。 イ．事務所指導調査の実施 令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、助成先団体を対象に「会計自己チェックシート」による会計処理等の状況確認を実施し、上記の状況確認の結果、特に事務所等での確認や指導が必要な団体等については、機構職員が団体事務所等に出向いて指導調査を実施した。				
<関連した指標> (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）	② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間	交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）	②助成金交付申請手続の実施 ア．オンライン個別面談の実施等 令和2年度から、助成内定団体との面談はオンラインの活用、電話やメール等の連絡により実施した。				

	(d2) 支 払 処 理 期 間 (前中期目標期間実績：平均 25.3 日)	(28 日) 以内として速やかな手続に努める。 ③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を 4 週間(28 日) 以内とする。	支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	この際、交付申請手続及び期中の活動に向けたすり合わせを行うことで、申請受理後に速やかに交付決定手続を行った。 ③事務の効率化と利便性向上の取り組み ア．書類提出の電子化推進 活動実績報告書（4 月）、交付申請書（5 月）、支払申請書（年 4 回）といった書類は電子データ（メール）での提出を受け付けた。 また、2023 年度助成金要望手続（11～12 月）から「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装した。（2022 年度助成金に関する手続までは、メール等での書類受付により対応した。） イ．一部概算払いの実施 前年度に助成を受けていた団体のうち、支払事務状況等を勘案し、助成金 50%を上限に概算払いを実施した。 ウ．EXCEL マクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるために EXCEL マクロファイルの利用を推奨した。 エ．他の助成制度の紹介 環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子の情報を更新し、ホームページにおいても掲載した。 オ．助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務（年 4 回）については、厳正かつ迅速な審査に努めた。令和 4 年度の平均処理日数は 22.8 日であった。 ④地球環境基金助成金申請システムの構築等 各種申請データの Web フォーム直接入力、申請に対する結果通知等の双方向の処理、登録情報のデータベース化など、更なる利便性の向上等を図るため、「地球環境基金助成金申請システム」を構築し、2023 年度助成金の要望手続から稼働させた。			
--	---	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8．環境・経済・社会の統合的向上 8－3．環境パートナーシップの形成

2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜関連した指標＞								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	—	第３期中期目標期間実績：平均２回／年	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	9 回（８地方大会、全国大会）		決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
ユース世代を対象とした研修実施回数	—	第３期中期目標期間実績：平均４回／年	6 回	4 回	4 回	6 回		経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
研修受講者アンケートによる肯定的評価	—	第３期中期目標期間実績：平均 95.4%	98.5%	95.9%	97.7%	98.2%		経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 振興事業	(2) 振興事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> <評定と根拠> 評定：A	評定	A	評定	－
	(A)長期間にわたり自主的に環境活動に参加する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 <関連した指標> (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回／年） (a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回／年）	(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。 ① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度2回以上実施する。	長期間にわたり自主的に環境活動に参加する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回／年） ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回／年）	① 大会の実施 ア. 全国ユース環境活動発表大会の実施 全国8地区で地方大会を開催し、選出された各2校、合計16校により全国大会を行った。 令和2年度～4年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されたため、大会参加の高校に事前ヒアリングを実施し、開催を希望する意見を多数受けたことから、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と協議を重ね、開催を決定した。開催形式は令和2年度及び3年度は大会 Web サイトに高校生の活動動画を掲載して発表する形式とし、審査会はオンラインで実施した。令和4年度は感染症対策を十分に講じたうえで、令和元年度までと同様に各会場にて実施する形式としたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、会場で発表することが困難な団体については、事前に発表を撮影した動画を当日会場で放映し審査する Web 参加の形式での出場を認めた。 また、令和元年～3年度には、全国大学生環境活動コンテスト（ecocon）に共催として参画した。	以下のとおり、中期計画及び各年度計画に掲げる目標を達成したことに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により未曾有の厳しい状況下において、緊急性の高い組織の脆弱性の対応に優先かつ迅速に取り組むとともに、深刻化する団体の人材不足の課題に対応するため、ユース世代の育成の充実・強化に取り組むなど、活動の振興支援に加えて団体の組織基盤強化支援に新たに取組み、今後の活動の振興に大きく貢献する成果をあげたことから自己評定をAとした。 ○「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において助成先団体が必要としている支援を把握し、各種情報を提供するなどニーズに速やかに応えるとともに、「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、団体の人材や資金確保等の組織基盤の支援を強化するための研修やシンポジウムを自ら企画、運営した。実施にあたっては、講師の選定・プログラム立案、チラシの作成を含む広報に機構職員が主体的に取組み、コロナ禍において苦労している各団体にも大きな励ましになり、「他団体の組織運営を聴けたことで自分の所属団体との差異を実感し、何が課題かを理解できた。今後の目標ができたので取り組んでいきたい」や「今後の活動について、一から考え直す機会となった」という前向きな意見を頂き、団体の活動にも大きなインパクトを与えることができた。 ○若手プロジェクトリーダーやユース世代を対象とした研修等については、新型コロナウイルス感染拡大に伴いオンライン開催とした場合の事業成果について危惧していたが、グループミーティングやきめ細かい対応によってメンバー相互間のコミュニケーションを図ることで円滑に研修を実施するこ	<評定に至った理由> ・ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国ユース環境活動発表大会の地方大会（8回）の開催など、前中期目標期間実績（平均2回／年）を大きく上回る回数のユース世代の活動団体交流会を実施した。 ・全国ユース環境活動発表大会については令和2年度及び3年度は Web 大会で実施し、校外活動の制限がある学校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで配信した。令和4年度からは各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとし、対面形式での交流とオンライン形式の利点の両方を活かせるよう工夫を行った。 ・高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティング、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修を各年度4回以上開催した。 ・令和2年度及び3年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において把握した助成先団体のニーズや課題に基づき、意見交換会、セミナーや、研修等について新たなテーマで積極的な取組を実施した。 ・国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、令和元年度にインドネシアにて、環境ユース海外派遣研修を実施した。その後は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、将来的に環境保全活動や地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成するため、北海道下川町（令和3年度）及び熊本県南阿蘇村（令和4年度）にて研修を実施した。 ・研修受講者アンケートによる肯定的評価は、前中期目標期間実績（平均 95.4％）を上回る実績（平均 97.6％）を得られた。 ・そのほか、令和4年度には、地域課題の解決に向け	<評定に至った理由> － <その他事項> －		

	(B)カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施 ＜関連した指標＞ (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均95.4%）	(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。 ① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。	カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均95.4%） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	(B) 研修・調査等事業の効果的な実施 ① 研修・調査の企画運営 ア．若手プロジェクトリーダー研修の実施 助成事業において中心的に活動する若手に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を実施した。 令和2年度及び3年度は、一部を除いて Web 会議システムを活用して研修を行った。 イ．活動影響調査結果に基づく取組の実施 令和2年度及び3年度に実施した活動影響調査において把握した助成先団体のニーズや課題に基づき、以下の取組を実施した。 （ア）意見交換会、セミナーの実施 令和2年度は、「公的支援に関する情報提供（給付金・補助金情報）」として、国等が行う感染症対策関連情報や支援制度をリンク集としてまとめたものをホームページに特設サイトとして開設した。 また、活動への具体的な影響やオンライン活用の上での工夫などに関する意見交換会や、オンラインでの組織運営の工夫等に関するセミナーを、各3回ずつオンラインで実施し、ホームページ上でも公開した。 （イ）研修、シンポジウムの実施 「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、令和3年度は新たに以下の取組を実施した ・団体の組織運営やファンドレイジング等をテーマにした研修（4回） ・ポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウム（1回） また、更なる支援として、令和4年度は新たに以下のテーマに係る組織基盤強化のための研修2件を実施した。	とができた。 ○全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした全国ユース環境活動発表大会は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度～3年度には開催が危ぶまれたが、実施を希望する過年度参加者のニーズに応えるため、Web 大会で実施し、校外活動の制限がある高校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで全国配信した。 令和4年度からは各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとした。 ＜課題と対応＞ ○ 全国ユース環境活動発表大会については過年度参加者のニーズ等を踏まえつつ、参加しやすく、交流や相互研鑽が図れる方法で実施する。 ○ 研修等の実施においては、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法で実施する。 ○ ユース世代を対象とした研修については、国内外の開催地域や関係機関との連携を引き続き強化し、現地の好事例に触れるなど受講者にとって有意な研修となるよう取り組む。	た新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを初めて企画・開催した（2回）。 以上により、中期目標期間中の所期の目標を上回る高い成果が得られる見込みと判断して「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 全国ユース環境活動発表大会や研修等の実施においては参加者のニーズや社会情勢を踏まえつつ、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法を検討すること。 ＜その他事項＞ 特になし。	
--	---	--	---	--	--	---	--

		② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。	・「多様なステークホルダーとの協働」 ・「地域づくりや地域課題の解決に向けた NGO/NPO の役割」 ウ. ユース世代人材育成に資する研修 国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、令和元年度にインドネシアにて、環境ユース海外派遣研修を実施した。 その後は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、環境保全活動に取り組みを現場で学び、将来的に環境保全活動や地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成するため、北海道下川町（令和3年度）及び熊本県南阿蘇村（令和4年度）にて研修を実施した。 エ. ステークホルダーミーティングの開催 複雑化する環境問題の解決にはNPOが地域の各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが必要であることから、環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と連携し、地域の NGO・NPO、中間支援組織、企業、学校、金融機関、自治体、環境省地方環境事務所等の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うステークホルダーミーティングを令和4年度に2地域（北海道、九州）で実施した。 オ. 研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、各年度で95%以上であった。 ② SDGs 等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) ②「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を各年度4回以上実施した。			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－3	地球環境基金の運用等		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951		
	S N S（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	－	－	ツイッター掲載数：118件、 フォロワー数：484人 インスタグラム掲載数：91件、 フォロワー数：167人	ツイッター掲載数：145件、 フォロワー数：708人 インスタグラム掲載数：129件、 フォロワー数：320人	ツイッター掲載数：195件、 フォロワー数：1,388人 インスタグラム掲載数：89件、 フォロワー数：447人	ツイッター掲載数：162件、 フォロワー数：2,036人 インスタグラム掲載数：114件、 フォロワー数：569人		－	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
	特定寄付金の受け入れ金額	－	第３期中期目標期間実績：平均13,750千円	18,000千円	18,000千円	18,000千円	23,000千円			経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
	基金の運用益	－	第３期中期目標期間実績：平均185百万円	82百万円	88百万円	87百万円	94百万円			経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
										行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
										従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	(3) 地球環境基金の運用等	(3) 地球環境基金の運用等	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> B 以下のとおり、ホームページの改修、SNS の充実など積極的な広報展開や情報発信に取り組み、助成活動への理解促進、意識向上を図ることで、中期計画及び各年度計画の関連指標として掲げる特定寄付金の受け入れ金額の基準値を上回る成果を上げたことから、自己評価を B とした。	評価	B	評価
	(A)基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進	(A) 環境NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。	基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進	(A)		<評価に至った理由> ・ホームページや広報誌、SNS を活用した情報発信の強化等により、積極的な広報が実施された。 ・特定寄付金の受入については、助成団体の活動成果等及び全国ユース環境ネットワーク事業への理解促進のため、SNS やホームページ等での開催案内や実績報告等を積極的に行ったことから、前中期目標期間実績(13,750 千円)を大幅に超える受入ができた。 ・一般寄付では、多様な寄付方法による取組み、高齢者と若者を対象にしたターゲットを絞った取組み等により、寄付件数を増加させることができ、独立行政法人評価委員会での法人運営の参考となる取組事例として紹介された。 ・著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の運用も行った。 以上により、中期目標の所期の目標を達成できる見込みと判断し、B 評価とした。		<評価に至った理由> ー <その他事項> ー
	(a1) SNS (ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)	① ホームページ、SNS を通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	SNS (ツイッター、インスタグラム載数、フォロワー数)	①令和元年度にホームページの改修を行い、助成事業活動の紹介ページを設けて、環境NGO・NPO活動や基金事業の理解促進を図るとともに、スマートフォンやタブレットでも閲覧可能なレスポンス対応にレイアウト変更するなど利便性の向上を図った。 また、令和3年度に子どもの環境学習コンテンツ「集まれ！グリーンフレンズ」をリニューアルし、環境省子ども向けサイト「こども環境省」や「Yahoo!きっず」とリンク展開するとともに、子どもを対象とした環境イベントで環境教育の教材として活用し、高い評価を得た。 SNSについては、ツイッターとインスタグラムに加え、令和4年度から新たにフェイスブックを創設し、助成団体の活動報告・募集案内、環境行政のトピック等を積極的に投稿し、フォロワー数も増やすことができた。	①環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実のために、ホームページの改修、利便性の向上に取り組んだ。SNSでは、ツイッター及びインスタグラムでは投稿数、内容の工夫によりフォロワー数を大幅に増やすことができた。環境学習コンテンツ「集まれ！グリーンフレンズ」は、環境教育のイベントでの活用など新たな展開を行った。 ②特定寄付金の受入については、助成団体の活動成果等及び全国ユース環境ネットワーク事業への理解促進のため、SNSやホームページ等での開催案内や実績報告等を積極的に行ったことから、前中期目標期間実績(13,750 千円)を大幅に超える受入ができた。 一般寄付では、多様な寄付方法による取組み、高齢者と若者を対象にしたターゲットを絞った取組み等により、寄付件数を増加(令和元年度 905 件→令和4年度 1,220 件)させることができ、独立行政法人評価委員会での法人運営の参考となる取組事例として紹介された。	<今後の課題> 引き続き、SNS 及びホームページ等を通じて個人や企業等に環境NGO・NPOが行う助成活動成果を積極的に発信するとともに、時代に応じた新たな寄付方法の展開に取り組み、寄付の獲得に努めること。 <その他事項> 特になし。		
	(a2) 特定寄付金の受け入れ金額 (前中期目標期間実績：平均 13,750 千円)	② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	特定寄付金の受け入れ金額 (前中期目標期間実績：平均 13,750 千円)	②企業協働プロジェクト等による特定寄付金については、LOVE BLUE 助成(企業協働プロジェクト)の活動の積極的な広報展開や成果の発信及び全国ユース環境ネットワーク事業への貢献度を理解いただき、毎年度前中期目標期間実績平均 13,750 千円を上回る寄付額を獲得することができた。	<課題と対応> 第5期中期計画期間においても、SNS 及びホームページ等を通じて個人や企業等に助成活動成果を積極的に発信するとともに、寄付方法の新規開拓に取り組み、寄付の獲得に努める。			

				一般寄付では、東日本大震災以降、企業の社会貢献に対する考え方が、企業自らが社会貢献活動を行う考え方に変化した時代背景も影響し、寄付額が減少傾向であったが、家庭で不要となった書籍やCDを業者が買い取り、その金額を寄附してもらう「本 de 寄付」の仕組みを導入し、本やCDのリサイクルで環境保全に貢献する親しみやすさや寄付のしやすさといったことから高齢者の寄付件数を増加させることができた。また、近年の電子マネーの普及を踏まえて、主に若者を対象に、電子マネーを利用した寄付の受付を始めるとともに、J-Coin Pay やメルカリペイを利用して、スマートフォンで少額から寄付が行えるものでスマートフォンにアプリが入っていれば、誰でもいつでも環境保全活動への支援ができるよう取り組んだ。これらの結果、寄付件数は増加し、独立行政法人評価委員会において他の法人運営の参考となる取組事例として紹介された。			
	(B)安全かつ有利な資金運用 (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。	安全かつ有利な資金運用 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	(B)安全かつ有利な資金運用 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の運用も行った。			

4．その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4．廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞								予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049	3,947,231		
	審査基準、審査状況等の公表回数	一	第３期中期目標期間実績：４回／年	４回	４回	４回	４回			決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729	3,047,648	
	基金の管理状況の公表回数	一	第３期中期目標期間実績：１回／年	１回	１回	１回	１回			経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
										経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701	3,765	
										行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
										従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																										
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																								
	(1) 助成業務 (A)審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営	(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営	＜自己評価＞ B	評価	B	評価	－																							
	(a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）	① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。	基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）	①審査基準、審査状況等 令和元年から令和4年度までに以下のとおり、軽減事業 21,337 件、代執行支援事業 107 件の助成金を支払った。 ・ 助成状況 <table><tr><th>区 分</th><th>軽減事業</th><th>代執行支援事業</th><th>合 計</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,939,777</td><td>3,529</td><td>1,943,306</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>2,871,865</td><td>△1,771</td><td>2,870,094</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>6,650,248</td><td>105,368</td><td>6,755,616</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2,668,557</td><td>356,655</td><td>3,025,212</td></tr><tr><td>合 計</td><td>14,130,447</td><td>463,781</td><td>14,594,228</td></tr></table>	区 分	軽減事業	代執行支援事業	合 計	令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306	令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094	令和3年度	6,650,248	105,368	6,755,616	令和4年度	2,668,557	356,655	3,025,212	合 計	14,130,447	463,781	14,594,228	PCB 廃棄物の円滑な処理を促進するため、透明性・公平性を確保しつつ、以下の制度運用の見直し等に迅速に対応するとともに、処理期限の到来に向けて助成件数が増加する中、堅実かつ円滑に制度運営を行ったことから、自己評価をBとした。	＜評定に至った理由＞ PCB 廃棄物の処理に係る助成業務を毎年度実施しており、また年度計画に基づき基金の管理状況等についてホームページで公表していることから「B」評定とする。	＜評定に至った理由＞ －	＜その他事項＞ －
	区 分	軽減事業	代執行支援事業	合 計																												
	令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306																												
令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094																													
令和3年度	6,650,248	105,368	6,755,616																													
令和4年度	2,668,557	356,655	3,025,212																													
合 計	14,130,447	463,781	14,594,228																													
(B)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理	(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理	(B) 基金の適切な管理 ①基金の管理状況を毎年度1回ホームページにおいて公表した。	①助成金の審査及び支払を確実に遂行する傍ら、国の施策に応じて内部規程の整備等を関係機関と連携し迅速に対応した。 ・令和元年度 高濃度 PCB 廃棄物の定義の変更 ・令和2年度 軽減事業の助成対象拡大・新型コロナウイルス感染症特別助成率の引き上げ、審査書類の電子化 ・令和3年度 清算中の法人及び保管者死亡に係る案件の取扱い ・令和4年度 所定の期限までに処理(委託)しなかった保管義務者の取扱い、PCB 処理基本計画の変更	＜今後の課題＞ PCB 廃棄物の処理期限の到来に向けて助成件数が増加することが考えられるため、関係者と密に連携し、着実かつ適正に実施する必要がある。	＜その他事項＞ 特に無し。																										
(b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）	① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限（令和9年3月）を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。	基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）	PCB 廃棄物処理の一層の促進を図るための国の新たな施策への対応をつと速やかに行った。 ・令和元年度 高濃度 PCB 廃棄物の定義の変更 ・令和2年度 軽減事業の助成対象拡大・新型コロナウイルス感染症特別助成率の引き上げ ・令和3年度 清算中の法人及び保管者死亡に係る案件の取扱い ・令和4年度 所定の期限までに処理(委託)しなかった保管義務者の取扱い、PCB 処理基本計画の変更 ・新型コロナウイルス感染症対応 感染症拡大期においても遅滞なく助成対象案件の審査ができるよう、審査書類の電子化を令和2年度より JESCO と準備を進め令和3年度に実現した。 令和2年度限りの制度として、新型コロナウイルス感染症の影響で経営不振に陥った保管事業者への助成率を引き上げ、その結果、軽減事業の助成額が増加した。（令和3年度） ・事業の参考とするため、機構職員向けに JESCO 東京 PCB 処理事業所の施設見学及び意見交換を行った。	＜課題と対応＞ 高濃度 PCB 処理期限の到来を前に、処理が進み、引き続き国の施策に迅速に対応できるよう、関係者と密に連携する。																												

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 6 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4．廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5．廃棄物の不法投棄の防止等

2．主要な経年データ													
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞							予算額（千円）	882,969	276,784	279,550	338,831	
	設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 1,203 回／年	1,180 回	1,178 回	1,154 回	1,149 回		決算額（千円）	356,780	256,424	302,264	242,126
	維持管理積立金の管理状況の公表回数	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 1 回／年	1 回	1 回	1 回	1 回		経常費用（千円）	279,266	282,946	285,725	291,472
									経常利益（千円）	784	2,580	3,873	3,710
									行政コスト（千円）	287,619	282,946	285,725	291,472
									従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 管理業務 (A)積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。	<主な定量的指標> 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保	<主要な業務実績> (A) 透明性・公平性の確保	<自己評価> B 埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、手続きの効率化等を図りながら着実かつ適正に行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大への対応も行うなど円滑に制度を運用したことから自己評定を B とした。	評定	B	評定	－
	(a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実にを行うため、運用利息等を毎年度 1 回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。	設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	①積立て・取戻し額等の情報提供 i) 積立額及び取戻額 積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行った。	①運用利息通知の送付方法を封入から圧着はがきに変更して手続きを効率化 ②運用利息の請求手続きを一度行えば、次年度以降の手続きを不要として手続きを軽減化 ③許可権者への通知の電子化・公印を省略化	<評定に至った理由> 維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に 行っており、HP において管理状況を適切に公表しており、新型コロナウイルス感染症拡大への対応策を検討しながら埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行していることから、「B」と評価する。		<評定に至った理由> －	
	(B)維持管理積立金の適正な管理	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。	維持管理積立金の適正な管理	(B) 維持管理積立金の適正な管理		<今後の課題> 引き続き、維持管理積立金の適正な運用に努めていただくとともに、積立金の管理状況について適切に公表いただくことで、本業務の透明性・公平性を確保いただきたい。		<その他事項> －	
	(b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	① 維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。	維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	①維持管理積立金の管理状況の公表 ホームページに各年度 1 回、令和 4 年度までに計 4 回行った。	<課題と対応> 最終処分場の受入量の減少等により、埋め立て完了期間が長期化する中、許可権者に適宜状況等を確認しつつ、環境省と情報共有を図っていく。	<その他事項> 特になし。		<その他事項> －	
			<その他の指標> －	<その他> 当中期計画期間で新型コロナウイルス感染症拡大という困難もあったが、は関係者とのコミュニケーションを図ることや業務負荷の軽減を目的として以下の取組を行った。					
			<評価の視点> －	令和元年度より運用利息通知の送付方法を封入から圧着はがきに変更した。作業の効率化と誤送付防止が図られただけでなく、新型コロナウイルス感染症拡大の折も例年どおり発送できた。					
				今まで設置者は積立金に付与される利息の請求を毎年度行う必要があったが、平成 31 年度に規程改正を行い、一度請求を行えば、次年度以降の手続きを不要とする、事務手続きの軽減を図った。					
				許可権者への通知の電子化・公印省略を遂行し、新					

				型コロナ感染症拡大による配達員不足の影響なく通知できた。			
--	--	--	--	------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－６－１	認定・支給に係る業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条及び第79条の2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第104号）附則第3条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞ 石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。 ＜難易度：高＞ 石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－3．石綿健康被害救済対策

2. 主要な経年データ														
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜評価指標＞													
	療養中の方及び 未申請死亡者の 遺族からの認定 申請・請求から 認定等決定まで の処理日数	第３期期目標期 間実績（平均 122日）を維持	第３期中期目標期 間実績（平均 122 日）	95 日	212 日	181 日	168 日		予算額（千円）	5, 664, 044	5, 652, 232	5, 716, 647	5, 711, 997	
									決算額（千円）	4, 796, 871	4, 263, 182	5, 608, 447	5, 467, 533	
	＜関連した指標＞													
	労災保険制度の 対象となり得る 申請についての 厚生労働省への 情報提供回数	－	第３期中期目標期 間実績：平均 12 回 /年	12 回	12 回	12 回	12 回		経常費用（千円）	4, 839, 795	4, 245, 612	5, 640, 945	5, 461, 123	
	療養中の被認定 者に支給する療 養手当（初回） の速やかな支給 （特殊案件を除 く。）	－	第３期中期目標期 間実績：平均 17 日	19 日	17 日	15 日	16 日		経常利益（千円）	－	－	－	－	
								行政コスト（千円）	5, 053, 810	4, 245, 612	5, 640, 945	5, 461, 123		

	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	—	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	43	43	43	43	
	認定更新対象者への状況確認等の案内送付	—	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%							
	窓口相談、無料電話相談件数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年	5,683 件	4,749 件	8,793 件	6,924 件							
	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	—	—	22 回	23 回	1,667 回	662 回							
	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 13 回／年	14 回	1 回	1 回	4 回							
	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	—	第 3 期中期目標期間実績：各 1 回／年	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回							
	救済制度において診断実績のある医療機関数	—	平成 29 年度実績：1,778 病院	1,822 病院	1,936 病院	1,936 病院	2,036 病院							
	医療従事者向けセミナーの実施回数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 14 回／年	13 回	6 回	4 回	5 回							
	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	—	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%							

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）								
	（１）認定・支給に係る業務 (A)医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約47日間 の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。	（１）認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。 ① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。	＜主な定量的指標＞ 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有	＜主要な業務実績＞ (A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ① 医学的資料の収集等 申請・請求について、令和４年度までの４年間で、延べ 5,501 件（第３期中期目標期間の平成 29 年度までの４年間の実績 4,236 件）を受け付け、認定等処理については、延べ 5,087 件（第３期中期目標期間の平成 29 年度までの４年間の実績 4,198 件）を行った。療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、令和２年度において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響により 212 日まで延長したが、新型コロナウイルス感染症が引き続き業務遂行に影響を及ぼす中において短縮が続けている。令和４年度においては、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、168 日まで短縮することができた。 なお、第４期中期目標期間において発生した、新型コロナウイルス感染症の	＜自己評価＞ 評価：A 評価理由： 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医学的判定に必要な資料の収集に努めること等により、認定等処理は 1,271 件／年（第３期実績比 114%）を行うことができた。 また、窓口相談・無料電話相談は 6,537 件／年（第３期実績比 114%）に対応し、申請・請求は 1,375 件／年（第３期実績比 124%）を受け付けることができた。 認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、令和４年度において、判定小委員会が審議保留となった令和２年度の処理日数 212 日を 44 日短縮し 168 日とすることができた。また、療養中の方の認定件数が増加する中、認定から支給までの事務処理日数も短縮できている（基準値 17 日→16 日）。 なお、申請者より、機構の迅速、丁寧な対応について感謝の手紙や電話を 30 件以上頂くとともに、患者支援団体からも賛辞を頂いた。 制度周知については、令和３年度以降俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM、新聞広告、街頭ビジョン放送等、広報媒体を効果的に選択して、請求期限の案内を含めて周知を行った。 さらに、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新 ICT システムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上のとおり、量的・質的な成果を達成したため、自己評価を A とした。 各事項の詳細は、以下のとおりである。	<table><tr><th>評価</th><th>A</th></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ ○ 石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済に繋がるものである。そのため、石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。</td></tr><tr><td colspan="2">石綿健康被害者やご家族に対して、石綿健康被害救済制度を広く周知するため、令和３年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 幅広い広報活動による周知の結果、第３期中期目標実績：平均 5,688 件／年を上回る 6,537 件／年（第３期実績比 114%）の無料電話相談等があり、第３期中期目標実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,375 件／年（第３期実績比 124%）の申請等を受け付けた。 また、石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を上回る 1,271 件／年（第３期実績比 114%）を行うことができた。 療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、令和２年度において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響により 212 日まで延長したが、新型コロナウイルス感染症が引き続き業務遂行に影響を及ぼす中において短縮が続けている。令和４年度においては、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、168 日まで短縮することができた。 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,004 件／年（第３期実績比 111%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 822 件／年（第３期実績比 108%）となった。 認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続等の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和４年度において、基準値の 17 日から 16 日に短縮できている。 さらに、電子申請を含めた将来のデジタル化のため</td></tr><tr><td>評価</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －</td></tr></table>	評価	A	＜評価に至った理由＞ ○ 石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済に繋がるものである。そのため、石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。		石綿健康被害者やご家族に対して、石綿健康被害救済制度を広く周知するため、令和３年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 幅広い広報活動による周知の結果、第３期中期目標実績：平均 5,688 件／年を上回る 6,537 件／年（第３期実績比 114%）の無料電話相談等があり、第３期中期目標実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,375 件／年（第３期実績比 124%）の申請等を受け付けた。 また、石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を上回る 1,271 件／年（第３期実績比 114%）を行うことができた。 療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、令和２年度において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響により 212 日まで延長したが、新型コロナウイルス感染症が引き続き業務遂行に影響を及ぼす中において短縮が続けている。令和４年度においては、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、168 日まで短縮することができた。 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,004 件／年（第３期実績比 111%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 822 件／年（第３期実績比 108%）となった。 認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続等の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和４年度において、基準値の 17 日から 16 日に短縮できている。 さらに、電子申請を含めた将来のデジタル化のため		評価	－	＜評価に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －	
評価	A															
＜評価に至った理由＞ ○ 石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済に繋がるものである。そのため、石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。																
石綿健康被害者やご家族に対して、石綿健康被害救済制度を広く周知するため、令和３年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 幅広い広報活動による周知の結果、第３期中期目標実績：平均 5,688 件／年を上回る 6,537 件／年（第３期実績比 114%）の無料電話相談等があり、第３期中期目標実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,375 件／年（第３期実績比 124%）の申請等を受け付けた。 また、石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を上回る 1,271 件／年（第３期実績比 114%）を行うことができた。 療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、令和２年度において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響により 212 日まで延長したが、新型コロナウイルス感染症が引き続き業務遂行に影響を及ぼす中において短縮が続けている。令和４年度においては、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、168 日まで短縮することができた。 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,004 件／年（第３期実績比 111%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 822 件／年（第３期実績比 108%）となった。 認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続等の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和４年度において、基準値の 17 日から 16 日に短縮できている。 さらに、電子申請を含めた将来のデジタル化のため																
評価	－															
＜評価に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －																

			影響による滞留案件の状況は、以下のとおりである。 ・令和２年度において、感染拡大防止のため、判定小委員会が審議保留となった影響により、医学的判定の滞留案件が発生した。 ・滞留案件は、その後減少を続け、令和４年度当初には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消している状況にあった。 ・令和４年度において、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用開始に際して慎重を期すため、審査分科会１回当たりの審議件数が一時的に減少した。その結果、令和４年度において初回の医学的判定の滞留案件が再び増加に転じた。 ・この点については、令和３年度に続いて審査分科会の開催回数増加により、令和４年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であるため、引き続きこれらの解消に向けて取り組む必要がある。 当機構としては、全国の新型コロナウイルス感染者数が大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等医学的資料を可能な限り収集するなどの取組を継続しており、今後も引き続き目標処理期間の短縮を目指していく。	○ 全国の新型コロナウイルス感染者数が大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して判定小委員会が必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を上回る1,271 件／年（第３期実績比 114%）行うことができた。 窓口相談及び無料電話相談については基準値：平均 5,688 件／年を上回る 6,537 件／年（第３期実績比 114%）に対応し、申請・請求については、第３期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,375 件／年（第３期実績比 124%）を受け付けることができた。 以上の状況に加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響により、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和２年度における認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 212 日について、令和４年度においては 44 日短縮し 168 日とすることができた。	の取組として、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新 ICT システムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上により、新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中であっても、重要度や難易度の高い業務において、中期目標の所期の目標水準を大きく上回る成果が得られる見込みと判断し、A評価とするもの。	
	② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。		② 保健所窓口担当者への制度周知等 i) 保健所説明会等 救済制度及び申請・給付の手続に関する保健所説明会について、令和２年度において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地開催を一旦中止とした。令和２年度及び３年度は、説明会の代替措置として、救済制度及び申請・給付の手続に関して制作した動画をホームページの保健所担当者向けサイトに掲載した。令和４年度において、保健所説明会をオンラインで再開した。 また、制度周知のため、ポスター・チラシについては、継続して保健所等に掲示等を依頼している。 ii) 地方公共団体研修会 地方公共団体が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を延べ８回開催した。	○ 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,004 件／年（第３期実績比 111%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 822 件／年（第３期実績比 108%）となった。 認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和４年度において基準値の 17 日から 16 日に短縮できた。	＜今後の課題＞ ・医学的資料の追加提出が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・給付に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行っていく必要がある。 ・保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、web の活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。 ・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組んでいく必要がある。	
				○ その他事項＞ 特になし。		
(a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働	③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保	労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労省への情報提供回数	③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供 労災保険制度の対象となる可能性が高			

	省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回/年） (B)救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 (b1)療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均17日） (b2)請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%） (b3)認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%） (C)石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	陰窓口）との定期的な情報共有を行う。 (B)救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。 ①認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。 ②漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。 ③認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。 (C)石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行う。 ①各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適切に対応するため適宜マ	（前中期目標期間実績：平均12回/年） 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均17日） 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%） 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%） 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	い案件について、厚生労働省に毎年度12回の情報提供を行った。 (B)救済給付の支給、認定更新申請の支援 ①速やかな支給のための取組 被認定者等に対し、令和5年3月末までの4年間に、174億8,487万円（第3期中期目標期間の平成29年度までの4年間の実績132億2,827万円）の支給を行った。 認定後速やかに支給するため、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、初回療養手当に係る認定から支給までの事務処理について、令和4年度は平均16日で行った（基準値：平均処理日数17日）。 また、被認定者からの請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。 ②請求期限の案内等 時効により救済給付の請求権を失効しないよう、請求期限の6か月前、3か月前、1か月前に遺族・療養者に対して電話又は文書で連絡を行い、請求の再案内を漏れなく実施した（100%）。 ③認定更新の状況確認等 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の7か月前から認定更新案内を行った。更新申請者に対しては、認定の有効期間満了2か月前を目途に更新等の決定を行うとともに、未申請者への状況確認・再案内を漏れなく実施した（100%）。 ④被認定者等のニーズの把握 被認定者等の状況、ニーズを把握するため、各種のアンケート調査を行った。 (C)石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知 ①救済制度の効果的な周知 i)全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、令和3年度から認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用したTVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インター	添った対応が実を結び、申請者より、手続等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を30件以上頂くとともに、患者支援団体からも、患者やご遺族に対する機構の迅速、丁寧な対応について多大な賛辞を頂いた。 ○石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、令和3年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 ○中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限の周知及び令和4年6月17日に10年延長されたことを受けての延長の周知について、救済制度の周知と併せて、周知・広報を実施した。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みつつ、保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、平成28年12月に中央環境審議会環境保健部会救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて平成29年度より開始した医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。 また、請求期限切れにより救済給付の請求ができなくならないよう、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。 さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。 ○電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新ICTシステムによる医学的判定業務が令和4年度より運用が開始されて	
--	--	---	---	--	---	--

				③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。	＜TVCM＞  ＜新聞広告＞  ④ 医療関係者等への救済制度の周知 i) 医療関係団体等との連携による制度周知 令和元年度においては、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会及び日本医療社会福祉協会の医療ソーシャルワーカー基幹研修（東京、兵庫、福岡）において、救済制度のパンフレットを配布した。 令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度の周知を行うため、医療関係団体等４団体（日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本訪問看護財団）の協力を得て、バナー広告の掲載等を行っている。 ii) 「石綿による肺がん」の周知 学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した。 iii) 医療専門誌による制度周知 令和５年３月までの４年間に、医療専門誌延べ１２誌を活用して制度周知を行った。 ⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供 令和元年度より、機構ホームページにおいて、中皮腫に係る専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス等に関する総合的な情報について提供を行った。 ⑥ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等 令和４年１月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による新制度の業務について、環境省・厚生労働省	の推進委員等の協力を得て、２年以上にわたり検討を重ね、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなど、約１０年ぶりとなる改訂第３版を発行した。 ○ 申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、令和４年度に認定・給付システムの再構築を行い、検索機能の充実等による問合せ対応の即時化、自動化による手作業の削減等による各作業時間の短縮、老朽化したシステム構成の刷新等を実現することができた。 ○ 令和４年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実に行之、環境省に各種資料を提供した。 ＜課題と対応＞ ○ 令和２年度において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となった影響により、初回の医学的判定を経て医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であるため、これらの解消に向けて取り組んでいく。 平均処理日数は、令和３年度以降短縮し続けているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、平時を想定して定められた目標に対し１６８日となっていることから、今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。 ○ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行うとともに、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。 ○ 保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、対面	
--	--	--	--	--	---	---	--

				と情報共有や各種の調整を行った。新制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に令和4年度において55回の情報提供を行った。なお、新給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けている。 また、令和4年10月には、救済制度の対象者が新制度でも対象となり得る場合に漏れなく給付を受けられるよう、救済制度の被認定者等約12,200人に当該給付金制度を案内するため、機構で対象者リストを作成して環境省から案内文書を発送し、その後の各種問合せに丁寧に対応した。 さらに、新給付金制度への請求に当たっての参考資料として、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に対しては、個人情報 の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、令和4年度において472件の資料提供を行った。 引き続き、環境省・厚生労働省と連携して、情報共有や各種の調整を行い、新制度に関する業務に適宜対応していく。	での現地開催も一部再開しているところであり、web の活用を含めた対応について、引き続き社会状況を注視しつつ検討を進め、効果的に実施していく。 ○ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。	
(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。	保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表			
(d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回／年）	① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。 ② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回／年）	① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 （A）②参照 ② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報等を継続的にホームページ上で公表した。			
(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回／年）		制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回／年）	③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 毎年度、申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した。 ④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集			

	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 (e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院） (e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。 ② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。	指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院） 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）	計が完了した過年度分については、毎年度、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した。 (E) 医療従事者等への効果的な情報提供 ① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 毎年度、救済制度において診断実績のあった医療機関（直近の令和 3 年度までに 2,036 病院）及び診断実績がなかった地域がん診療連携拠点病院等に対して、医師、医療機関向け手引を送付した。 ② 学会等におけるセミナーの開催 医師等への石綿関連疾患及び救済制度の周知のため、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ学会の絞り込みを行いつつ、令和 5 年 3 月までの 4 年間に、学会セミナー等を延べ 28 回開催した。 ③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、以下の事業を実施・準備し、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元するための各種取組を行った。 i) 一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した。また、医療機関を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的とした、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。なお、本研修会は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年度から令和 3 年度まで中止していたが、令和 4 年度より再開している。 ii) 当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発行している「石綿小体計測マニュアル（第 2 版）」については、石綿による肺がんの医学的資料の作成等で活用されている。今般、石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、2 年以上にわたり検討を重ね、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなどして、令和 4 年度に、約 10 年ぶりとなる改訂第 3 版を発行した。 iii) 救済制度の適正な申請につながるよう、医師に対して石綿による肺がんの認定基準に係る画像の情報提供を目的として、令和 5 年度より、「石綿健			
--	---	---	---	---	--	--	--

			康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知・運用等に係る業務」を新たに実施していくため、環境省及び国立がん研究センター等との各種調整を行った。 ＜これまでの環境省受託事業＞ <table><tr><td></td><td>受託業務名</td><td>開始時期</td></tr><tr><td>1</td><td>救済制度における被認定者に関するばく露調査業務</td><td>平成 22 ～ 24 年度</td></tr><tr><td>2</td><td>石綿肺の診断等に関する支援業務</td><td>平成 22 年度 ～ 【継続】</td></tr><tr><td>3</td><td>中皮腫登録業務</td><td>平成 25 年度 ～ 【継続】</td></tr><tr><td>4</td><td>肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>5</td><td>石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>6</td><td>「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>7</td><td>石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務</td><td>令和 5 年度 ～ 【新規】</td></tr></table>		受託業務名	開始時期	1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22 ～ 24 年度	2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度 ～ 【継続】	3	中皮腫登録業務	平成 25 年度 ～ 【継続】	4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度	5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度	6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度	7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度 ～ 【新規】		
	受託業務名	開始時期																											
1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成 22 ～ 24 年度																											
2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度 ～ 【継続】																											
3	中皮腫登録業務	平成 25 年度 ～ 【継続】																											
4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度																											
5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度																											
6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度																											
7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度 ～ 【新規】																											
(F)個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。	個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営	(F) 個人情報管理等の対策																										
(f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等 i）情報セキュリティ及び個人情報の保護 令和元年度において、過去のヒヤリハット事例等を収集して、それぞれの類型に応じた対策を検討した上で、対策事例集を作成した。令和2年度以降においては、毎年、ヒヤリハット事例等の収集を継続して対策事例集を更新し、自己点検を実施するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（参加率 100%）。職員が新たに着任する都度においても、個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。																										
		＜その他の指標＞ —	② 情報通信技術の利活用 i）情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。 ii）令和4年度において、申請者等へ																										

				のサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、認定・給付システムの再構築を行い、問合せ対応の迅速化、各作業時間の短縮、自動化による手作業の削減、老朽化したシステム構成の刷新等を実現した。 iii) 認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。 iv) 電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務が令和 4 年度より運用が開始されている。 新 ICT システムの運用が円滑に進められるよう、環境省との連携の下、構築時にはセキュリティの確保やインフラの整備を行った。運用開始に当たっては、機構が行う医学的判定申出業務を新 ICT システムに適合させるための事務手続の見直しを確実に行った。		
		② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。		③ 業務効率化を図るための検討 令和元年度において、救済業務のより一層の事務処理の効率化を図るため業務効率化チームを立ち上げ、効率化の対象となる業務の洗い出しを行った上で、以下の取組を行った。 i) 医療関係者への効率的な周知を行うため、令和元年度において、全国の薬局（56,446 箇所）へ制度周知ポスターを配布した。 ii) 令和 2 年度以降、新規着任者等を対象に、救済制度の基礎知識に関する研修や電話応対研修を行い、人材育成を図りつつ、研修内容を生かして、問合せ者からの相談に体制を強化して部全体で的確に対応した。 iii) 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」への請求にあたり救済制度の被認定者等が希望した場合等に、機構が保管する申請書類等の写しを速やかかつ効率的に提供できるように、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行い、対応の迅速化を図った。 ④ 救済制度の施行状況についての情報提供等 令和 4 年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実にを行い、環境省に各種資料を提供した。 また、石綿健康被害救済基金の今後の推計に係る資料については、環境省と共同で作成し、当該小委員会に連名で		

		③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。		提出した。今後も引き続き、環境省と一体となって当該小委員会に係る対応に適切に取り組む。 ⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに、毎年度、基金の状況をホームページにおいて公表した。			
--	--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	納付義務者からの徴収業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜評価指標＞														
	納付義務者からの徴収率	100%	第３期中期目標期間実績：平均 100%	100%	100%	100%	100%			予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	
										決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	
										経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
										経常利益（千円）	－	－	－	－	
										行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
										従事人員数	43	43	43	43	

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注２）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（２）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ （a）納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。	（２）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拋出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 徴収すべき額を確実に徴収しているか。	＜主要な業務実績＞ 特別事業主 4 社に対し、毎年度当初に特別拋出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を確実に徴収した。	＜自己評価＞ 評定：B 評定理由：特別事業主 4 社に対し、毎年度当初に特別拋出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を全て徴収したため、自己評価を B とした。 ＜課題と対応＞ 特別拋出金は、今後とも確実に徴収を行うこととする。	評定	B	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 徴収すべき特別拋出金（前納分及び延納金）を毎年度、計画に基づき適切かつ確実に徴収・収納しており、中期目標の所期の目標水準を達成できると見込まれることから、B 評定とするもの。 ＜今後の課題＞ 引き続き、適切かつ確実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。		＜評定に至った理由＞ － ＜その他事項＞ －	

4. その他参考情報